聖籠町水道事業給水条例及び聖籠町下水道条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西脇道夫

## 聖籠町条例第9号

聖籠町水道事業給水条例及び聖籠町下水道条例の一部を改正する条例 (聖籠町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 聖籠町水道事業給水条例(昭和57年聖籠町条例第13号)の一部を 次のように改正する。

第24条及び第31条第1項中「100分の108」を「100分の11 0」に改める。

(聖籠町下水道条例の一部改正)

第2条 聖籠町下水道条例(平成11年聖籠町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

2 この条例の施行日前から継続使用している水道の料金であって、施行後最初に確定するものについては、第1条の規定による改正後の聖籠町水道事業給水条例第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(下水道使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行日前から継続使用している下水道の使用料であって、施行 後最初に確定するものについては、第2条の規定による改正後の聖籠町下水 道条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。